

農地法第3条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第13号 1 番
1. すべて耕作 法3-2①	すべて耕作	有
	農業関係法令の遵守	有
2. 通作距離 法3-2①		40m
3. 地域との調和 要件 法3-2⑥	地域の水利調整等への影響	無
	地域計画の実現に対する影響	無
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無
4. 営農意思 法3-2①④	申請地利用予定	畑
	農業従事者	本人、妻
	農機具	確保予定
	営農全体計画	稲作： 0㎡ 畑作：1,506㎡ 販売・自家消費 計 1,506㎡
5. 信託の引受けによる権利取得 法3-2③		
6. 農地所有適格 法人要件 法2- 3①②③④	事業要件（売上高過半）	
	構成員要件 （総議決権の1/2超）	
	経営責任者要件 （役員全体の過半等）	
7. 一般法人参入 要件 法3- 3①②③	貸人の解除条件規定	
	地域との役割分担	
	役員の常時従事	
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見 法3-4		

注）法：農地法

非農地証明願 議案審議資料

判断基準			議案第14号 1番
①	すべてを満たす	農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない。）	
		基盤整備事業の実施等の計画がない	
		違反転用していない（許可条件違反を含む）	
	いずれかを満たす	森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難	
		上記以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる。	
②		転用許可不要案件	
③		自然災害により耕作が不可能となった農地で、農地への復旧が著しく困難であると認められる	
④	すべてを満たす	その土地を農地に該当しないと判断しても、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるなどの影響が特段見込まれない	該当
		農地に該当しない状態が20年を超える	該当
		農地法第51条第1項の規定による処分の対象となった土地でない	該当
		農用地区域内ではない	該当